愛知教育大学学術情報リポジトリ運用指針の運用管理に関する申合せ

（２０１２年3月１５日制定）

愛知教育大学学術情報リポジトリ運用指針（２００８年１０月８日制定。以下「指針」という。）の運用管理に関し，次のとおり定める。

指針第５条に掲げるリポジトリに登録することができるコンテンツは，次に掲げる区分のいずれかに属するものとする。

(1) 紀要雑誌掲載論文
(2) 学術雑誌掲載論文
(3) 卒業研究概要
(4) 修士論文抄録
(5) 実践研究報告書
(6) 博士論文，博士論文の内容の要旨，博士論文の論文審査の結果の要旨，博士論文の内容の要約
(7) 附属学校
(8) 研究報告書（学内プロジェクト報告書，科学研究費報告書，その他の報告書）
(9) 会議・学会資料（会議・学会発表論文及び抄録，プレゼンテーション資料）
(10) 単行書，単行書の章
(11) 一般雑誌記事
(12) 非文字資料（音楽・映像資料，データセット，ソフトウェア）
(13) その他学術資料

附　記

この申合せは，２０１２年3月１５日から施行する。

附　記

この申合せは，２０１２年１２月２０日から施行する。

附　記

この申合せは，２０１４年１０月１日から施行する。

附　記

１　この申合せは，２０２０年４月１日から施行する。

２　この申合せ施行の際，現に在学する者については，この申合せの定めにかかわらず，なお従前の例による。